

厚木市中小企業信用保証料補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者が厚木市中小企業事業資金等の融資制度を利用するに際して負担する神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める信用保証料（以下「保証料」という。）に対し、予算の範囲内において厚木市中小企業信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に規定するものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、保証協会の信用保証を受け、次の各号のいずれかの資金融資を受けた者で、市内に事業所等を有し、市税を完納しているものとする。

- (1) 厚木市中小企業事業資金融資条例（昭和34年厚木市条例第33号）に基づく資金
- (2) 厚木市小口零細企業資金融資要綱（平成20年4月1日施行）に基づく資金
- (3) 厚木市中小企業景気対策資金融資要綱（平成5年4月1日施行）に基づく資金
- (4) 神奈川県中小企業制度融資要綱（平成12年4月1日施行）第10条第1号に基づく資金（創業支援融資に限る。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保証協会が定める保証料の50パーセント以内の金額（100円未満の端数があるときにあっては、その端数を切り捨てた額）で、20万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が融資を受けるため、既に融資を受けた資金（補助金の交付を受けたものに限る。）の融資残高を繰上償還した場合の補助金の額は、前項の規定により算出した額から当該繰上償還した融資に対する補助金の返還額（100円未満の端数があるときにあっては、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助対象者は、補助を受けようとするときは、厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 保証料計算書又は信用保証書
- (2) 役員等氏名一覧表
- (3) 市税納税証明書

2 前項に規定する申請書の提出期限は、融資を受けた日から起算して1年を経過する日とする。

3 同一補助対象者による補助金の交付申請は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは、厚木市中小企業信用保証料補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市中小企業信用保証料補助金不交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請

求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により融資又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付決定後6箇月以内に市外へ転出し、若しくは移転し、又は営業を取りやめたとき。

(4) 繰上償還（第3条第2項に規定する繰上償還を除く。）をし、保証協会から保証料の返還を受けたとき。

2 前項の規定により、指定された期日までに、補助金を返還しない者については、この要綱による新たな補助金及び厚木市中小企業資金融資利子補給要綱（平成3年4月1日施行）に基づく利子補給金の交付は行わないものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

2 厚木市中小企業信用保証料補助要綱（昭和59年厚木市告示第23号）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に融資を受けた資金に係る信用保証料については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けを受けた資金に係る保証料に対する補助は、なお従前の例による。

3 この要綱の施行前に旧要綱に基づき作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の施行の際現に改正前の要綱に規定された資金の貸付けを受けている者は、改正後の要綱第2条に規定する補助対象者とみなす。

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に貸付けを受けた資金に係る保証料に対する補助は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から適用する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に貸付けを受けた資金に係る保証料に対する補助は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に貸付けを受けた資金に係る保証料に対する補助は、なお従前の例による。

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の該当について市長の認定を受けた場合、貸付けを受けた資金に係る保証料に対する補助は、なお従前の例による。